

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和3年2月10日付上田市公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線

【廃止する路線】

上田城下線

2. 協議が調っている運行系統又は運行の区間

【廃止する運行系統】

(1) 起 点：上田駅温泉口

(2) 終 点：城下駅

(3) 系 統 キ ロ：往路1.3キロ、復路1.5キロ

(4) 廃止する停留所：上田駅（温泉口）、城下駅

(5) 運 行 回 数：毎日（往路 33便、復路 34便）

(6) 運 賃：180円

（小学生以下、障がい者手帳持参者は半額、電車運賃購入者は無料）

3. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合には、その条件

令和3年3月28日から実施

令和3年2月10日
上田市公共交通活性化協議会
会長 藤澤 純一